

令和2年12月14日

日本赤十字九州国際看護大学
学生、教職員 各位

新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について
(令和2年12月14日変更)

全国的な感染拡大状況及び**医療提供体制がひっ迫する状況**を避けるため**福岡コロナ警報が再び発動された**福岡県内における新型コロナウイルス感染者数の推移等を総合的に勘案し、令和2年10月21日より「1 一部制限」としている行動指針を、**12月14日から新たに設定した「1.5 一部制限」**とします。ただし、再度の緊急事態宣言や休業要請がなされた場合、本学の学生・教職員等の感染状況によっては、レベルの引き上げを検討します。

今後も感染予防及び感染拡大防止を図るため、具体的な行動規範として作成した「新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する基本的な対策における行動指針【レベル1】」で特に留意が必要な事項」について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

また、福岡県から発出されている「**県民の皆さま1人1人の協力をお願いします**」を確認し、感染防止対策の徹底をお願いします。

1. 各行動について

(1) 大学構内立ち入り

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、大学構内への立ち入りを可とします。ただし、できるだけ立ち入りを少なくするようお願いします。

(2) 授業

- ① 令和2年度後期授業については、オンライン授業と対面授業を継続します。
今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況により対面授業の増減を行うことがあります。
- ② オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な学生、就職活動や卒業研究など来学が必要な学生については、大学構内でオンライン授業を受講できます。
- ③ 後期の定期試験については、各科目の指示に従ってください。

(3) 学生の課外活動

- ① 感染拡大防止への最大限の配慮を各学生（団体）に求めたうえで、感染防止対策マニュアル作成と活動計画を提出し許可された団体に限り課外活動を許可します。ただし、別添「新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する基本的な対策 行動指針【レベル1】」で特に留意が必要な事項」の学生の課外活動の記載に該当する場合を除きます。なお、課外活動を再開する場合は、予め感染予防策の概要を整理し、顧問の確認を受け、学生自治会に提出してください。
- ② 課外活動施設の使用に関することは、別添「新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する基本的な対策 行動指針【レベル1】」で特に留意が必要な事項」の課外活動施設の

記載によることとします。特に、学生棟のサークル室等の使用は、3つの密の原因となるリスクが高いことから、物品の搬出入などの一時的な立ち入り以外は使用不可とするので注意してください。

(4) 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動の状況を踏まえ、業務上支障がないと判断される場合は時差出勤、在宅勤務を行うことができます。

(5) その他

- ① 都道府県をまたぐ出張は可能としますが、その地域の感染状況を十分に踏まえてください。なお、出張の際も、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避けてください。
- ② 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ③ 健康管理表またはアプリ「健康日記」による自己管理を徹底し、以下に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。大学へ連絡し、「健康状態の確認・報告マニュアル」に基づき対応してください。
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
 - 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
 - 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く
(解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む)
 - 家族に新型コロナウイルスの感染疑い（濃厚接触含む）がある
- ④ 公共交通機関を利用する場合は、感染防止対策を徹底してください。

(6) 県民の皆さま1人1人の協力をお願いします（以下のリンクを確認ください）

- ① [冬の新型コロナウイルス感染防止対策](#)
- ② [「新しい生活様式」を実践しましょう](#)
- ③ [日常生活で気を付けること](#)
- ④ [外出するときに気を付けること](#)

日本赤十字九州国際看護大学
学 長 小松 浩子